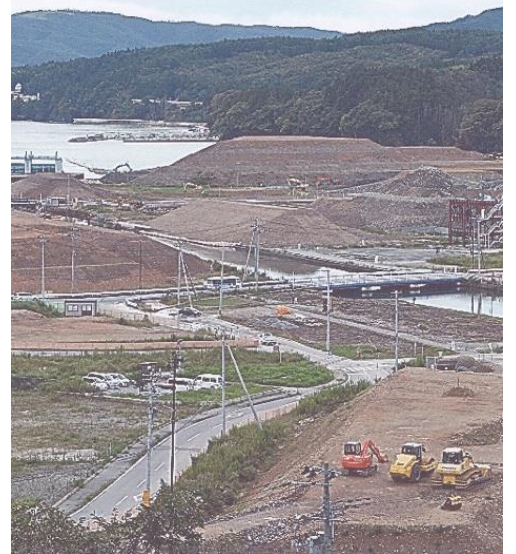
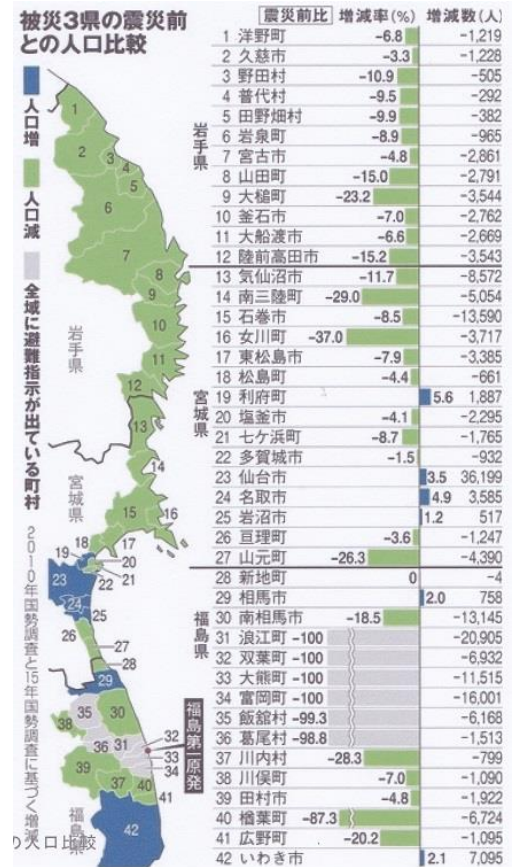


東日本大震災から5年後の現実：備忘録ないしは切り抜き帳(その27)

[2016年2月12日(金)]

○朝日新聞デジタル版に“東日本大震災5年 復興はいま”という特集があって、本日のテーマは『沿岸, 15.6万人減少 朝日新聞社, 国勢調査分析』であった。以下はその記事をコピーペーストしたものである。「東日本大震災で被害が大きかった岩手, 宮城, 福島3県の沿岸部を中心とした42市町村のうち, 36市町村で震災後に人口が減り, この5年の減少数が計156, 182人に上ることがわかった。減少率は15.6%で, 人口減少社会を迎えた日本が30年かけて至ると見込まれる水準まで一気に減った形だ。未曾有の被害となった大震災から5年の節目が1カ月後に来る。5年に1度, 10月1日に実施される国勢調査の2015年分の各県まとめ(速報値)を朝日新聞社が集計し, 2010年調査と比べた。国勢調査は住民基本台帳など他の資料に頼らず, 実際の居住状況を調べるため, 実態に近い結果が得られる。集計によると, 減少率が20%を超えたのは13町村。東京電力福島第一原発の事故で全域に避難指示が出て, いずれも減少率100%だった浪江, 双葉, 大熊, 富岡の4町を含む福島県の9町村のほか, 津波で大きな被害を受けた宮城県女川町(37.0%), 同県南三陸町(29.0%), 同県山元町(26.3%), 岩手県大槌町(23.2%)。増えたのは, 宮城県では仙台市と隣接の利府町, 名取市, 近隣の岩沼市で, 増加数は計42, 188人。県の担当者は『便利で仕事が多い都市部に, 被災した沿岸部から人口が流れ込んでいる』と分析する。政府が住民基本台帳を元に2012~14年の市町村間の人口移動を調べた『地域経済分析システム(RESAS)』でも, 沿岸部から都市部, 内陸部へと人口が流出していることが明らかになっている。(伊藤嘉孝, 中村信義)」

○この資料(右の図表)を見ていて, 何とも痛ましいのは31番: 浪江町から36番: 葛尾村の増減率-100%ないしは-98.8%, および40番: 檜葉町の-87.3%と云う福島第一原発事故に起因する数字である。また一方において注意したいのは, 例えば15番: 石巻市と16番: 女川町との比較において, 比率で見ると女川町の被害の方が大きいように見えるが, 絶対数で見ると石巻市の方が圧倒的に大きな被害が生じている点である。これは津波被災地域以外の内陸部にも大きな面積を有している市町村ほど人口収容能力が高いことを意味しており, その最たるものは23番: 仙台市や24番: 名取市であって, この資料だけを見ていると, 両市にも非常に大きな津波被害があったことが全く読み取れない。この点の解消のためには, 市町村単位ではなく, 実際に津波災害を被った集落単位に注目して, 人口の増減を調べてみる必要がある。以前に同じような趣旨で, 集落単位の人口に対する津波犠牲者の比率の地域分布を調べてみようかと試みたが, その時の結果によれば, 石巻市釜谷地区(大川小学校を含む周辺地域)の比率が著しく大きく, 名取市関上の一部地域も周辺と比べて比率が大きいと云うことがあった。[今般の東日本大震災の現状と問題点(その8)2014/4/7, 22, 東日本大震災関連のトピックス: 3.11津波災害における各地の死亡率から見えてくるもの(資料編集: 2014/7/4)]



被災3県の震災前後の人口比較(上)と嵩上げ工事中の南三陸(下)。右端に防災対策庁舎が見えている朝日新聞デジタル版2/11より

[2016年2月16日(火)]

○台湾南部で2月6日未明に発生したM6.4の地震では, 台南市の16階建て高層マンションの倒壊が, 殆ど唯一の被害として注目されることになった。地震から一週間後の新聞報道によれば, このマンションでは289人が救出され, 死者は114人にも達している。他の場所での死者は2人のみであることから, この地震による人的被

害の全ては、この高層マンション1棟に起因していると言っても過言ではない。報道が指摘しているように、もし、手抜き工事や家主による壁撤去の改造などの構造の欠陥がなかったら、犠牲者の数は激減していたのかも知れない。実は、1999年に台湾中部で発生した集集地震の際にも、右の写真に見られるような、今回と同様の被害が発生していたので、その時にいわゆる既存不適格建築への対応がうまく出来ていれば、今回の被害は防ぐことができたかも知れない。しかし、わが国でも既存不適格建築について1995年阪神・淡路大震災後の対応が上手く出来ているとは思えないので、何も大きなことは云えない。



1999年台湾集集地震の際の台中市の被害(左)と今回の地震における台南市の被害(右)

○すでに2月10日に述べさせて頂いた“安倍政権の女性3閣僚揃い踏み”の中で、最もタチが悪いのが高市早苗総務相である。「政治的公平性を欠いた放送をした放送局に『電波停止』を命じる可能性」に繰り返し言及する様は、右の山口二郎氏の言葉を借りれば「一連の発言には、権力に逆らう報道を威嚇するという意図が見え透いている」とのことであるが、誰かに言われているのではなく、ご本人が確信を持って発言しているように見えるだけに、本当に始末が悪い。それにしても、「公平、不公平は誰がいかにして判断するのか」

本音のコラム

先週、熊本に行った折、徳富蘇峰、蘆花兄弟の資料を展示した記念館を見学した。そこで、蘆花が大地震の際に、幸い徳秋水などの被害者の助命を明治天皇に向けて訴えた嘆願書の直筆原稿を読み、深い感動を覚えた。その中で蘆花は、幸徳たちは放火や殺人を犯した犯罪者ではなく、日ごろ世の中のために考え、行動した志士であると弁護した。立場や思想は違っても、国や人民のために真剣に行動する者に対する敬意が原稿にあふれていた。

人間誰しも批判、攻撃を受けなければならない。しかし、この権力者の場合、そうした自己愛は捨ててもらわなければならない。権力はしばしば腐敗、暴走するものであり、人民の生命や自由を脅かす。だから批判を受けることは、真摯な批判を聞くことは、為政者が軌道修正を図るに有益でもある。

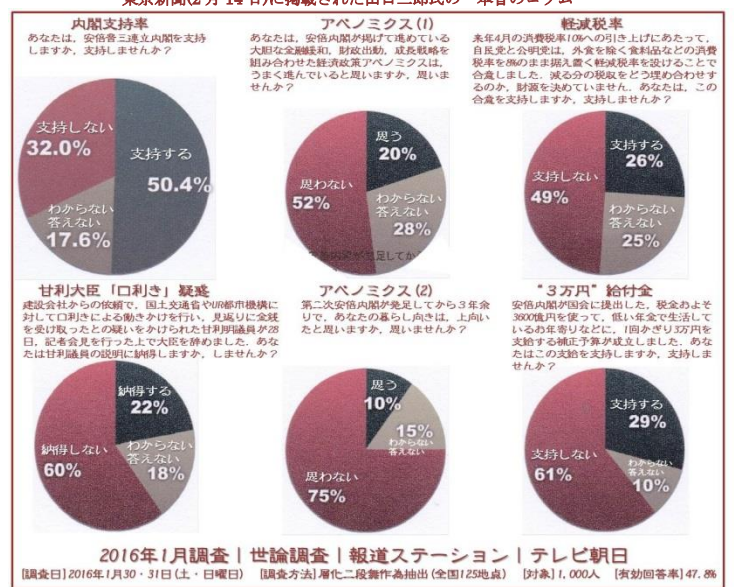
高市早苗総務相が、テレビが不公平な報道をした時には、電波の停止を命じることも繰り返して発言した。公平、不公正は誰がいかにして判断するのか。一連の発言には、権力に逆らう報道を威嚇するという意図が見え透いている。

メディアはこんな脅しに屈してはならない。明治憲法下でさえ、蘆花は大逆事件の被害者擁護した。今の憲法は、自由を保障しているのだ。(法政大教授)

2016.2.14

東京新聞(2月14日)に掲載された山口二郎氏の“本音のコラム”

○これも2月10日に述べさせて頂いたことであるが、なぜ、安倍政権の支持率が下がらないのか、その理由(カラクリ)を知りたいと思い、ネット検索をしていたところ右の資料に出会うことができた。確かに、今年1月末の時点でも安倍内閣の支持率は50%を保持しているようである。しかし理解できないのは、同じ調査の回答者の多くは、アベノミクスがうまく進んでいるとは思っておらず、自分自身の暮らし向きも上向いたと思えず、軽減税率や3万円給付金には支持しないと回答し、甘利議員の説明にも納得できないと思っている。ここには設問が準備されていないが、昨年の安保関連法案の強行採決についても、恐らくは批判票の方が圧倒的に多いと思われる。このように安倍内閣の政策や言動に対して、悉く批判的な反応を示しながら支持率だけが高いと云う逆転現象を、一体どのように理解したら良いのであろうか。この調査が採用している“層化二段無作為抽出”と云う手法そのものに問題はないのか、1,000人という調査対象者は十分な人数であるのか、50%弱という有効回答率が多いのか、少ないのか。調査を行うからには、調査のやりっぱなしではなく、結果の分析や評価についても、少しは力を注いで戴けないだろうか。



[2016年2月19日(金)]

○昨日の2月18日、衆議院第一議員会館で開催された建築基本法シンポジウム『分譲マンションに求められる法制度と具体策』に参加させて頂いた。このシンポジウムは建築基本法制定準備会の活動の一環として、国会議員との意見交換の場として継続的に実施しているもので、2008年に第1回を開催してから8回目とのことであった。今回は国会開催中のためか肝心の国会議員の出席は殆どなく、議員秘書の方々が数人参加しておら

れただけであった。このようなシンポジウムや研究集会というものは、フルに参加して発言者の話をよく聴き議論に加わるのが当たり前のことと想っていたが、国会議員の先生方のみならず秘書さんも出入りが激しくて、お付き合いで顔だけ見せていると云う態度が明々白々であった。参加して一番驚いたのは、準備会が事前に実施していた「建築と住宅に関する国会議員アンケート」の報告の中で、回答期限が過ぎているにも関わらず回答率が2.6%(19人/717人)と異常に低いことであった。集計にはもう少し時間が必要とのことで、回答率がどこまで伸びるかを見守る必要があるが(経過は準備会のホームページに掲載されるとのことであった)、恐らく大きく伸びることは難しいのではないかと危惧している。そして、このことが“建築基本法”の設立に向けて準備会が十数年も頑張っているにも関わらず未だに実現できないでいることと何処かで深く関わっているのかも知れない。筆者も準備会の会員であるので無責任な発言になるかも知れないが、準備会の運営に全く危機感が認められないことが、以前から大変気になっている。実は、準備会の会員数は約300人ほどで、会の発足当時から殆ど増えておらず、しかも年会費をきちんと納めている会員はその半数にしか過ぎない。ちなみにこの会員数は、日本建築学会(35,000人余)の僅か0.8%、建築構造技術者協会(約4,500人)の7%、日本建築家協会(4,000人強)の8%に過ぎない。これらの建築関係者を会員に引き入れて味方に付けない限り、国会議員を動かすことなど到底不可能ではなかろうか。ところで、シンポジウムの本題は、構造技術者からみた杭打ちデータ改ざん問題、社会的ストックとしての大型マンション、建築紛争現場における確認制度の限界と新たな調整の仕組みの萌芽、などの話題提供に基づく議論であった。特に横浜マンションの杭打ち偽装問題など、新たな知見が得られるのではないかと期待していたが、現状の確認のみに終わったのは残念であった。分譲マンションが建築基準法という現行法規と規制緩和の基で建設される限りは市場原理の足枷から脱出することは不可能のようで、そこにこそ“建築基本法”の存在意義があるのは明らかであるに、何とも歯がゆいことである。

[2016年2月27日(土)]

間もなく東日本大震災から5年と云う今頃になって、福島第一原発事故に関係した話題が次々と新聞に登場している。そのいくつかを備忘録に残しておきたい。

○2月20日の東京新聞1面トップには「原発事故 政府の力では皆様を守り切れません」という見出しの、驚くべき記事が掲載されていた。2011年3月の東京電力福島第一原発事故の際、首都圏で大規模な避難が必要になる最悪のシナリオに備え、冒頭で政府の責任を認めて謝罪し、原発を所管する経産省や東電の責任追及を約束した上で「国民のみなさまの健康に影響を及ぼす被害の可能性が出てまいりました。(中略)どうか、国民一人ひとりが、冷静に行動し、いたわり合い、支え合う精神で、どうかこの難局を共に乗り切っていただきたい」などと、万策尽きた首相の心情を吐露する内容を含めた首相談話の作成が、当時の菅直人民主党政権下で極秘裏に行われていたらしい。東京新聞が入手した草案は、当時、文部科学副大臣だった鈴木寛氏が原発事故から1週間後の3月18日に依頼し、官邸の情報発信担当の内閣官房参与を務めていた劇作家の平田オリザ氏が3月20日に作成している。平田氏によれば「談話が必要になる可能性は極めて低いという前提で、シミュレーションとして作った」とのことである。菅直人元首相の話によれば「東京を含め五千万人の避難が必要になるという最悪の事態は、事故発生当初から私の頭にあった」そうであるが、上記の草案については全く知らないとのこと、「本当に避難が必要になった場合には、特別立法を含めて何らかの手だてをしたはずだ」とも述べているが、当時の混乱ぶりからみても到底信用することはできない。

○2月25日の東京新聞1面トップの紙面によれば、原子力規制委員会は24日の定例会合で、7月7日に40年の運転期間満了を迎える関西電力高浜原発1,2号機について、原子炉建屋の放射線対策やケーブルの防火対策などを進めれば、新規制基準に適合するとの審査書案を了承したとのこと。福島第一原発事故後に改正された原子炉等規制法では、原発の運転期間は40年に制限され、最大20年間の運転延長は“例外”とされてきたが、早くも例外が認められる見通しとなったことは驚きである。以前(2011年6月27日)に九州電力の玄海原発について述べたことであるが、ある原子力専門家の指摘によれば、最も心配なのは耐用年数を40年から60年に延長して稼働中の玄海原発1号機であるらしい。圧力容器の老朽化によって脆性遷移温度が1993年の56℃から2009年の98℃へと著しく上昇したために「冷やす」という緊急時に必要不可欠な操作自体が危険を招くこととなり、原子炉が脆性破壊を起こす可能性もあるという。このような非常事態までを想定した時、耐用年数を超過した原発を無理して再稼働させるという行為は、本当に正しいのだろうか。

○2月26日の東京新聞1面トップの紙面によれば、同紙は福島第一原発事故からの避難住民を招いて、原発事故後の避難状況や今の思いを語り合ってもらうための座談会を開催している。参加したのは浪江町、富岡町、楢葉町、大熊町からの避難住民の方々に、原発事故をいつどのように知ったかを尋ねたところ、東電や公的

機関から情報を得た人は一人もおらず、大熊町では地震後に「原子炉は安全に停止しました」というスピーカーの呼びかけを聞いただけであった。事故発生の翌日、防護服姿の警察官を見て異変を感じたり、言われるまま隣町に逃げ、そこで見たテレビで建屋の水素爆発を知ったりという状況だった。どの人も数日で帰れると思い軽装で避難し、後に原発事故を知って「もう帰れない」と絶望感にかられたり、健康保険証を持参しなかったため、病院で多額の請求をされたりしたという。参加者は「理由も知らされず避難し、人格が否定された気がした」「せめて、何と何を持参してほしいくらいは言うべきだ」などと訴えている。

○2月26日夕刻に配信されたTBS系のネットニュースによれば、東日本大震災での福島第一原発の事故を巡り、検察審査会から「起訴すべき」との議決を受けた東京電力の旧経営陣3人について、検察官役の指定弁護士が週明けに強制起訴する方針を発表し、法廷での刑事責任追及が始まりそうである。強制起訴されるのは東電の勝俣恒久元会長、武藤栄元副社長、武黒一郎元フェローの旧経営陣3人で、東京地検は「事故の予見は困難だった」として3人を2度にわたり不起訴にしているが、去年7月、検察審査会が「起訴すべき」と議決し、検察官役に指定された弁護士が補充捜査を行っていた。指定弁護士は26日午後、勝俣元会長ら3人を今月29日に業務上過失致死傷の罪で強制起訴すると発表した。今後の裁判では、原発事故を引き起こすような大津波を東電側が予見出来たかが最大の争点であるが、旧経営陣は無罪を主張するとみられ、長期化も予想されることであった。この報道によれば、最大の争点は“原発事故を引き起こすような大津波を東電側が予見出来たか否か”にあるようであるが、本当にそうだろうか？ 東電首脳陣の最も重大な罪は、政府や国民、敷いては避難住民や東電傘下の現地技術者に対してまでも、事故後の重要な情報を秘匿し、知っていることを知らないと嘘をついてまで、大災害に巻き込んでしまい、とんでもない規模の損害を与えてしまったことにあるのは明らかで、間違っても“大津波を予見できなかったから無罪”では済まないであろう。

2016年2月27日 文責：瀬尾和大